

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>法第36条及び第37条((収入金額及び必要経費)共通関係)</p> <p>〔その他〕</p> <p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の処理)</p> <p>36・37共—48 雇用保険法、<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等(以下36・37共—49において「雇用保険法等の規定等」という。)に基づき休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する年分においてその金額が具体的に確定しない場合であっても、その金額を見積もり、当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、その給付の対象となった休業手当等を製造原価に算入しているときは、当該給付金額のうち製造原価に算入した休業手当等に対応する金額をその製造原価から控除することができる。</p> <p>法第52条((貸倒引当金)関係)</p> <p>〔一括評価による繰入れ(第2項関係)〕</p> <p>(貸金に該当しない金銭債権)</p> <p>52—17 次に掲げるようなものは、事業所得を生ずべき事業の遂行上生じたものであっても貸金には該当しない。</p> <p>(1) 保証金、敷金(土地、建物等の賃借等に関連して無利息又は低利率で提供した建設協力金等を含む。)、預け金その他これらに類する金銭債権</p> <p>(2) 手付金、前渡金等のように資産の取得の代価又は費用の支出に充てるものとして支出した金額</p> <p>(3) 前払給料、概算払旅費、前渡交際費等のように将来精算される費用の前払として一時的に仮払金、立替金等として支出した金額</p>	<p>法第36条及び第37条((収入金額及び必要経費)共通関係)</p> <p>〔その他〕</p> <p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の処理)</p> <p>36・37共—48 雇用保険法、<u>雇用対策法</u>、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等(以下36・37共—49において「雇用保険法等の規定等」という。)に基づき休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する年分においてその金額が具体的に確定しない場合であっても、その金額を見積もり、当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、その給付の対象となった休業手当等を製造原価に算入しているときは、当該給付金額のうち製造原価に算入した休業手当等に対応する金額をその製造原価から控除することができる。</p> <p>法第52条((貸倒引当金)関係)</p> <p>〔一括評価による繰入れ(第2項関係)〕</p> <p>(貸金に該当しない金銭債権)</p> <p>52—17 次に掲げるようなものは、事業所得を生ずべき事業の遂行上生じたものであっても貸金には該当しない。</p> <p>(1) 保証金、敷金(土地、建物等の賃借等に関連して無利息又は低利率で提供した建設協力金等を含む。)、預け金その他これらに類する金銭債権</p> <p>(2) 手付金、前渡金等のように資産の取得の代価又は費用の支出に充てるものとして支出した金額</p> <p>(3) 前払給料、概算払旅費、前渡交際費等のように将来精算される費用の前払として一時的に仮払金、立替金等として支出した金額</p>

(4) 雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定に基づき交付を受ける給付金等の未収金

(5) 仕入割戻しの未収金

(注) 仮払金等として計上されている金額については、その実質的な内容に応じて貸金に該当するかどうかを判定することに留意する。

法第161条((国内源泉所得))関係

[恒久的施設]

(その他事業を行う一定の場所)

161—1 令第1条の2第1項第3号((恒久的施設の範囲))に掲げる「その他事業を行う一定の場所」には、倉庫、サーバ一、農園、養殖場、植林地、貸ビル等のほか、非居住者又は外国法人が国内においてその事業活動の拠点としているホテルの一室、展示即売場その他これらに類する場所が含まれる。

(準備的な性格のもの)の意義

161—1の2 令第1条の2第4項に規定する事業の遂行にとって準備的な性格のものとは、本質的かつ重要な部分を構成する活動の遂行を予定し当該活動に先行して行われる活動をいうことに留意する。

(注) 本文の「先行して行われる活動」に該当するかどうかの判定は、その活動期間の長短によらないことに留意する。

(補助的な性格のもの)の意義

161—1の3 令第1条の2第4項に規定する事業の遂行にとって「補助的な性格のもの」とは、本質的かつ重要な部分を構成しない活動で、その本質的かつ重要な部分を支援するために行われるものをいうのであるから、例えば、次に掲げるような活動はこれに該当しない。

(1) 事業を行う一定の場所の事業目的が非居住者又は外国法人の事業目的と同一である場合の当該事業を行う一定の場所において行う活動

(2) 非居住者又は外国法人の資産又は従業員の相当部分を必要とする活動

(3) 顧客に販売した機械設備等の維持、修理等(当該機械設備等の交換部品を引き渡すためだけの活動を除く。)

(4) 専門的な技能又は知識を必要とする商品仕入れ

(4) 雇用保険法、雇用対策法、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定に基づき交付を受ける給付金等の未収金

(5) 仕入割戻しの未収金

(注) 仮払金等として計上されている金額については、その実質的な内容に応じて貸金に該当するかどうかを判定することに留意する。

法第161条((国内源泉所得))関係

[恒久的施設]

(支店、出張所等に準ずるもの)

161—1 令第1条の2第1項第3号((恒久的施設の範囲))に掲げる「前二号に掲げる場所に準ずるもの」には、農園、養殖場、植林地、貸ビル等のほか、非居住者又は外国法人が国内においてその事業活動の拠点としているホテルの一室、展示即売場その他これらに類する場所が含まれる。

(新 設)

(新 設)

- (5) 地域統括拠点としての活動
- (6) 他の者に対して行う役務の提供

(1年を超える建設工事等)

161—2 令第1条の2第2項の建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下この項において「建設工事等」という。）で1年を超えて行われるものには、次に掲げるものが含まれる。

- (1) 建設工事等に要する期間が1年を超えることが契約等からみて明らかであるもの
- (2) 一の契約に基づく建設工事等に要する期間が1年以下であっても、これに引き続いて他の契約等に基づく建設工事等を行い、これらの建設工事等に要する期間を通算すると1年を超えることになるもの

(注) 1 建設工事等は、その建設工事等を独立した事業として行うものに限られないのであるから、例えば、非居住者又は外国法人が機械設備等を販売したことに伴う据付けの工事等であっても当該建設工事等に該当することに留意する。

2 上記(1)又は(2)に該当しない建設工事等であっても、令第1条の2第3項の規定の適用により、1年を超えて行われるものに該当する場合があることに留意する。

(廃止)

(契約の締結の意義)

161—3 令第1条の2第7項の「契約」の締結には、契約書に調印することのほか、契約内容につき実質的に合意することが含まれる。

(1年を超える建設等)

161—2 法第2条第1項第8号の4ロ((定義))の建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供（以下この項において「建設等」という。）で1年を超えて行われるものには、次に掲げるものが含まれる。

- (1) 建設等に要する期間が1年を超えることが契約等からみて明らかであるもの
- (2) 一の契約に基づく建設等に要する期間が1年以下であっても、これに引き続いて他の契約等に基づく建設等を行い、これらの建設等に要する期間を通算すると1年を超えることになるもの

(注) 建設等は、その建設等を独立した事業として行うものに限られないのであるから、例えば、非居住者又は外国法人が機械設備等を販売したことに伴う据付工事等であっても当該建設等に該当することに留意する。

(独立代理人に該当する者)

161—3 令第1条の2第3項各号に掲げる者から除かれる「その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する非居住者又は外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者」とは、次に掲げる要件のいずれも満たす者をいうことに留意する。

- (1) 代理人として当該業務を行う上で、詳細な指示や包括的な支配を受けず、十分な裁量権を有するなど本人である非居住者又は外国法人から法的に独立していること。
- (2) 当該業務に係る技能と知識の利用を通じてリスクを負担し、報酬を受領するなど本人である非居住者又は外国法人から経済的に独立していること。
- (3) 代理人として当該業務を行う際に、代理人自らが通常行う業務の方法又は過程において行うこと。

(常習代理人の範囲)

161—4 令第1条の2第3項第1号に掲げる「非居住者又は外国法人のために、その事業に関し契約（……）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者」（以下161—6までにおいて「常習代理人」という。）には、契約書に調印する権限は与えられていないが、契約内容につき実質的に合意する権限を与えられている者が含まれ

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

(契約の締結のために主要な役割を果たす者の意義)

161—4 令第1条の2第7項に規定する「主要な役割を果たす者」とは、同項各号に掲げる契約が締結されるという結果をもたらす役割を果たす者をいい、例えば、非居住者又は外国法人の商品について販売契約を成立させるために営業活動を行う者がこれに該当する。

る。

(注) 常習代理人は、特定の非居住者又は外国法人のためにのみ同号に規定する権限を行使する者に限られないことに留意する。

(継続的に又は反復して行使することの意義)

161—5 令第1条の2第3項第1号に掲げる常習代理人には、長期の代理契約に基づいて非居住者又は外国法人のために同号に規定する権限を行使する者のほか、個々の代理契約は短期的であるが、2以上の代理契約に基づいて継続的に又は反復して一の非居住者又は外国法人のために当該権限を行使する者が含まれる。

(常習代理人から除かれる者)

161—6 令第1条の2第3項第1号に掲げる常習代理人から除かれる「その非居住者又は外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその非居住者又は外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者」には、国際運輸業を営む航空会社が国際航空運送協会（IATA）に加盟するなど国際的運航協約により相互に他の加盟航空会社の代理店として運送契約の締結を行っている場合における当該航空会社が該当する。

(注) 主として国内において運送業（運送取扱業を含む。）を営む者が国際運輸業を営む特定の非居住者又は外国法人との契約に基づき当該非居住者又は外国法人のために同号に規定する権限を行使する場合には、当該者は常習代理人から除かれる者には該当しないことに留意する。

(在庫代理人の範囲)

161—7 令第1条の2第3項第2号に掲げる「非居住者又は外国法人のために、……資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者」には、例えば、石油販売業を営む外国法人のために常時国内の空港において航空燃料を保管し、当該外国法人との間で燃料の供給契約を締結している航空会社に対し、その要求に応じて随時給油を行う者が該当する。

(新 設)

(反復して非居住者又は外国法人に代わって行動する者の範囲)

(新 設)

161—5 令第1条の2第7項に規定する「契約締結代理人等」には、長期の代理契約に基づいて非居住者又は外国法人に代わって行動する者のほか、個々の代理契約は短期的であるが、2以上の代理契約に基づいて反復して一の非居住者又は外国法人に代わって行動する者が含まれる。

(注) 本文の「一の非居住者又は外国法人に代わって行動する者」は、特定の非居住者又は外国法人のみに代わって行動する者に限られないことに留意する。

(独立代理人)

(新 設)

161—6 令第1条の2第8項に規定する「国内において非居住者又は外国法人に代わって行動する者が、その事業に係る業務を、当該非居住者又は外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合」における当該者は、次に掲げる要件のいずれも満たす必要があることに留意する。

(1) 代理人として当該業務を行う上で、詳細な指示や包括的な支配を受けず、十分な裁量権を有するなど本人である非居住者又は外国法人から法的に独立していること。

(2) 当該業務に係る技能と知識の利用を通じてリスクを負担し、報酬を受領するなど本人である非居住者又は外国法人から経済的に独立していること。

(3) 代理人として当該業務を行う際に、代理人自らが通常行う業務の方法又は過程において行うこと。

(発行済株式)

(新 設)

161—7 令第1条の2第9項に規定する「発行済株式」には、その株式の払込み又は給付の金額（以下161—7の2において「払込金額等」という。）の全部又は一部について払込み又は給付（以下161—7の2において「払込み等」という。）が行われていないものも含まれるものとする。

(直接又は間接保有の株式)

(新 設)

161—7の2 令第1条の2第9項に規定する「特殊の関係」（以下この項において「特殊の関係」という。）に該当するかどうかを判定する場合の直接又は間接に保有する株式には、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものも含まれるものとする。

(注) 名義株は、その実際の権利者が保有するものとして特殊の關係の有無を判定することに留意する。

法第165条((総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算))関係

法第165条((総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算))関係

(必要経費の額に算入できない償却費等)

165—7 非居住者の恒久的施設帰属所得に係る不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の金額の計算上、法第162条第2項((租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得))に規定する「租税条約(当該非居住者の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、当該非居住者の恒久的施設と事業場等との間の同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨の定めのあるものを除く。)の適用があるとき」には、恒久的施設とその事業場等との間の令第291条の2第2項第1号イからハまで((租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得))に掲げるものの取得に相当する事実に基づく償却費等の額は、必要経費の額に算入することはできないことに留意する。

附 則

(経過的处理)

この法令解釈通達による改正後の161—1から161—7の2まで及び165—7の取扱いは、平成31年分以後の所得税又は同年1月1日以後に支払を受けるべき国内源泉所得について適用し、平成30年分以前の所得税又は同日前に支払を受けるべき国内源泉所得については、なお従前の例による。

(必要経費の額に算入できない償却費等)

165—7 非居住者の恒久的施設帰属所得に係る不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の金額の計算上、法第162条第2項((租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得))に規定する「内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の適用があるとき」には、恒久的施設とその事業場等との間の令第291条の2第2項第1号イからハまで((租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得))に掲げるものの取得に相当する事実に基づく償却費等の額は、必要経費の額に算入することはできないことに留意する。